



基安発第 1217001 号
平成 15 年 12 月 17 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公印省略)

土止め先行工法に関するガイドラインの策定について

土止め先行工法に関するガイドラインについては、平成 15 年 12 月 17 日付け基発第 1217001 号「土止め先行工法に関するガイドラインの策定について」(以下「局長通達」という。)により示されたところであるので、下記に留意の上、その普及に努められたい。なお、局長通達をもって、平成 14 年 3 月 29 日付け基安発第 0329003 号「上下水道等工事における土砂崩壊災害防止対策の推進について」はこれを廃止し、今後は局長通達により標記ガイドラインの普及を図ることとする。

記

標記ガイドラインは、平成 14 年 3 月 29 日付け基安発第 0329003 号「上下水道等工事における土砂崩壊災害防止対策の推進について」により、その普及の支援等を行うこととしていた建設業労働災害防止協会策定の「土止め先行工法に関する指針」と基本的に趣旨及び内容等について異なるところはないものであること。